

入札公告

物品調達等及び委託役務

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

この入札公告に定めるもののほか、入札に関して必要な事項は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項及び同細則による。

平成31年 1月25日

東広島市長 高垣 廣徳

1 入札に付する事項

- | | |
|-----------------|--|
| (1) 物品・委託役務の名称 | 平成31～35年度御園宇第2いきいきこどもクラブほか機械警備業務 |
| (2) 物品・委託役務管理番号 | 13300038 |
| (3) 物品委託役務内容 | 御園宇第2いきいきこどもクラブほか6クラブにおいて、機械警備業務を行うもの。 |
| (4) 納入・履行期間 | 平成31年 4月 1日から平成36年 3月31日まで |
| (5) 納入・履行（就業）場所 | 御園宇第2いきいきこどもクラブほか6クラブ |
| (6) 予定価格 | 非公表 |
| (7) 最低制限価格 | なし |
| (8) 入札方式 | 一般競争入札 |
| (9) 入札区分 | 紙入札 |
| (10) 使用する契約約款 | 業務委託契約約款（役務の提供を受けるもの） |
| (11) 契約種別 | 総価契約 |
| (12) 収入印紙 | 要 |

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア	平成29年1月1日～平成32年12月31日までの東広島市物品役務等競争入札参加資格として次の入札参加資格認定区分の認定を受けている者	警備・受付>機械警備
イ	法令等による登録等	警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定による警備業の認定を受けていること。
ウ	技術者	問わないものとする。
エ	営業所等所在地 本店とは、法人にあっては登記されている本店とし、個人事業者にあっては営業活動の本拠を置いている場所とする。 営業所とは、法人においてその所在する市（町）の法人市（町）民税の申告のある営業所とする。	東広島市内に本店または営業所を有する者。
オ	会社の履行実績	問わないものとする。
カ	その他	平成31年1月25日付け「東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項」の2（1）のいずれにも該当しないこと。

3 その他の入札条件

(1) 入札書に記載された金額のうち、平成31年9月30日までの資産の譲渡等については8パーセントに相当する額を加算した額（当該額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）とし、平成31年10月1日以降の資産の譲渡等については10パーセントに相当する額を加算した額（当該額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、その合計額をもって落札価格とする。

(2) 東広島市機械警備業務共通標準事項を適用する。

(3) 本業務の契約は地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約として行うものであり、この契約に係る発注者の平成31年度歳入歳出予算が成立した時をもって効力を生ずるものとする。

4 日程等

手続等	期間・期日等	場所・留意事項
ア 公告日	平成31年 1月25日	東広島市ホームページに掲載及び東広島市総務部契約課（契約担当課）で閲覧に供する。 閲覧場所は「6 問い合わせ先（契約担当課）」に記載のとおり。
イ 仕様書及び見本等閲覧期間	平成31年 1月25日～ 平成31年 2月15日	東広島市ホームページに掲載及び契約担当課で閲覧に供する。 見本等の有無：有
ウ 同等品確認期間（物品の買入れ及び借入れに限る）		同等品で応札する場合は、同等品規格確認票（東広島市物品調達等及び委託役務競争契約入札心得（平成21年東広島市告示第83号。以下「入札心得」という。）別記様式第2号（第4条関係））により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 なお、同等品確認に対する認定のない同等品での応札は認めない。同等品規格確認票の提出先は、「オ 質問書提出期間」に記載の発注担当課とする。
エ 同等品確認回答閲覧期間		東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
オ 質問書提出期間	平成31年 1月25日～ 平成31年 2月1日 (午前 8時30分～午後 5時15分)	質問書は、本市所定の様式（東広島市物品調達等及び委託役務競争入札心得（平成21年東広島市告示第83号）別記様式第1号（第4条関係））により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 こども未来部 保育課 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館2階） 電話番号 082-420-0934 / ファックス番号 082-420-0414 質問書提出期間終了後の質問は受け付けない。 質問書の様式は東広島市ホームページからダウンロードできる。
カ 回答書閲覧期間	平成31年 2月6日～ 平成31年 2月15日	東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
キ 入札期間	平成31年 2月13日～ 平成31年 2月14日 (午前 8時30分～午後 5時15分)	入札場所 東広島市総務部契約課（契約担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階） 入札書は入札期間内に総務部契約課に持参して入札箱に投入すること。 初度の入札書は、入札の権限を有している者が記名押印し、使用印鑑として本市に届け出ている印鑑を押印すること。（ただし、入札書に記載した日付以前に作成された委任状の同封・提出がある場合を除く。） 特別の事由により郵便により入札書を提出しようとする者は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項細則に定めるところによるものであること。
ク 開札日時	平成31年 2月15日 午後 1時30分	開札場所 入札室（東広島市西条栄町8番29号 本庁本館4階） 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札がないときは、開札日の翌日以降に再度の入札（1回目）を実施するものとする。再度の入札（1回目）は、開札の立ち会いの有無に関わらず初度の入札参加者全員が参加できるものとする。 再度の入札（1回目）を実施する日時、場所等の詳細は初度の入札に参加した者に対してファックスにより通知を行う。 再度の入札（1回目）の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がなかったときは、直ちに入札会場で再度の入札（2回目）を行う。 再度の入札は、2回目まで行う。

5 資格要件確認資料の提出

本案件は、入札に参加する者に必要な資格を確認するために必要な資料（以下「資格要件確認資料」という。）の提出を求めない。

(1) 提出書類

書類の区分	提出書類 (印)	備考
ア 入札参加資格要件確認申請書		様式は、東広島市ホームページからダウンロードできる。
イ 入札参加資格要件総括表		
ウ 誓約書		
エ 配置予定技術者届出書		
オ 履行実績確認表		
カ 履行実績証明書（物品・委託役務）		
キ 法令等による登録等を確認するための資料		
ク その他		

(2) 提出部数は、1部とし、提出した資格要件確認資料は、返却しない。

(3) 提出期限

(4) 提出先 「6 問い合わせ先（契約担当課）」のとおり。

(5) その他

入札参加者は、資格要件確認資料を指定された提出期限までに提出できるよう事前に準備しておくこと。

資格要件確認資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

資格要件の審査のために必要があると認めるときは、期限を定めて資格要件確認資料の補正や追加資料の提出を求めることがある。

資格要件確認資料に虚偽の記載をした者に対しては、指名除外措置を行うことがある。

6 問い合わせ先（契約担当課）

総務部契約課 物品役務係
東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階）
電話番号 082-420-0930
ファックス番号 082-431-0077

平成31～35年度御菌宇第2いきいき子どもクラブほか機械警備業務仕様書

1 業務名

平成31～35年度御菌宇第2いきいき子どもクラブほか機械警備業務

2 履行場所

御菌宇第2いきいき子どもクラブほか6クラブ

3 履行期間

平成31年4月1日から平成36年（2024年）3月31日まで
（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

4 業務対象施設の名称

No	クラブ名	延床面積	構造	施設の所在地	備考
1	御菌宇第2いきいき子どもクラブ	135.86㎡	軽量鉄骨造	西条町御菌宇 8544-6	1箇所1クラブ
2	龍王第1・第2・第3・第4いきいき子どもクラブ	558.13㎡	軽量鉄骨造	西条町寺家 5607-1	1箇所4クラブ
3	高屋西第3・第4いきいき子どもクラブ	319.96㎡	軽量鉄骨造	高屋町中島 1153-1	1箇所2クラブ
	合計				3箇所7クラブ

5 業務内容

東広島市内の各いきいき子どもクラブにおいて、警備業務用機械装置を使用して行う警備業務を実施する。

6 業務目的

警備対象施設において起こり得る火災・破壊・不正・不良行為等のあらゆるリスクを分析し、事故等の発生を警戒、予防するための適正な警備計画を立案し、それに基づき警備を行うことにより、身体、生命、財産を保護するとともに、施設業務の円滑な運営の維持に資することを目的とする。

7 業務仕様

- (1) 本仕様書に定めがない事項は、添付の東広島市機械警備業務共通標準事項（以下、「標準事項」という。）による。
- (2) 本仕様書及び標準事項に定めがない事項は、施設管理担当者と協議するものとする。
受注者は業務に支障をきたさないよう、業務に関する事項について前任の受注者から十分引き継ぎを受けること。また、受注者の変更がある場合は、後任の受注者が業務に支障をきたさないよう、業務に関する事項について後任の受注へ十分に引き継ぎをすること。
- (3) 著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている作業方法等の使用に関して

は、その費用負担及び仕様交渉の一切を受注者において行うものとする。

8 業務詳細

(1) 警備業務用機械装置

警備業務用機械装置の機能は、次による（○印のあるもの）。なお、機能適用及び警戒範囲等は機械装置特記による。また、業務期間終了後は、原則として警備業務用機械装置を撤去する。

装置概要	本業務該当	備考
①建物外周部のドア、ガラス等の開閉を感知する機能	○	開閉のみ
②施設内へ侵入者を感知し、表示する機能	○	
③火災発生を感知する機能	○	
④ガス漏れを感知する機能	—	
⑤金庫盗難を感知する機能	—	
⑥機械装置及びセンサーの破壊、配線の切断等の異常を監視する機能	○	
⑦非常通報押しボタンにより非常信号を感知する機能	○	
⑧施設内各種設備警報盤と結線し異常を種類別に監視する機能	—	
⑨警備の開始、解除の操作を行う機能	○	
⑩基地局に異常等の信号を送信する機能	○	
⑪一般公衆回線の断線を監視する機能	○	
⑫一般公衆回線が使用中の場合、強制切断して警報信号を送信する機能	○	

(2) 警備員

本業務に従事する警備員は、警備業法（昭和47年7月5日 法律第117号）第14条に定める警備員の制限に該当しないこと。

(3) 警備計画書等

警備業務の実施に当たり、警備計画書及び警備業務用機械装置の配置平面図を作成し、施設管理担当者へ提出するものとする。

(4) 業務の報告

機械警備中においては異常が発生した場合は警備報告書を作成し、あらかじめ指定された方法により報告するものとする。

(5) 服装等

① 警備員の服装及び装備品は、原則として受注者の定めるものとする。ただし、護身用具を携帯する場合には、施設管理担当者との協議による。

② 制服については、次の事項を満たしていること。

ア 色彩が警察官等の服装の色彩と明らかに異なること。

イ 形式が詰襟である等警察官等の制服の形式と明らかに異なること。

ウ 警備業者の名称を表示した標章(60平方cm以上)を上位の胸部及び上腕部に付けること。

(6) 鍵の取り扱い

預託された施設の鍵の取扱いは、警備計画書によるほか次による。

- ① 厳重に保管する。
- ② 複製しない。
- ③ 業務期間終了時に返却する。
- ④ 鍵の使用及び貸出は、指定された方法により管理する。

(7) 業務引継

受注者は、施設の管理運営が遅滞なく円滑に遂行されるよう努めなければならない。
このため、受注者は、発注者及び前回受注者から業務内容について、十分な引継を受けるものとし、また、次回業務受注者に対し、十分な引継を行うものとする。

(8) 警備責任時間帯

警備責任時間帯は、原則として防犯開始(セット時)した時点より、防犯設備のセットが解除された時点までとする。

(9) 業務内容

基地局において、異常を感知した場合は、警備員が施設へ急行し、次の措置を行う。
施設の外部及び内部を点検し、異常の有無を確認する。なお、必要に応じ次の業務を行う。

① 現場に応じた緊急措置

- ア 火災を確認した場合の初期消火作業、避難誘導
- イ 現場保存の対応業務
- ウ 現地で警備員が業務上の契約にないが、状況の判断から緊急避難的に行う業務
- エ その他、緊急措置として必要な事項

② 施設管理担当者への連絡

③ 基地局への連絡

④ 警察、消防署等への連絡

(10) 書面の交付

受注者は、警備業法施行規則（昭和 58 年 1 月 10 日総理府令第 1 号）第 33 条第 1 項第 5 号に定める事項について記載した書面を提出するものとする。ただし、それぞれの事項は 1 つの書面であることを要せず、契約書、警備計画書、パンフレット等複数の書面でもよい。

(11) 警備機械等の設置及び撤去

受注者は、契約締結後警備開始前までに受注者の負担により警備機械等の設置を行うものとする。また、契約期間終了後は受注者の負担により当該警備機械等の撤去を行うものとする。

(12) 警備要領

ア 警備担当時間中は、警備受信装置を絶え間なく監視するとともに常に警備員と連絡を保ち、警備の万全を図るものとする。また、警備員は当施設に 25 分以内に到着できる距離に常駐していること。

イ 警備機械等の開始及び解除は、原則として発注者の責任において行う。

ウ 警備機械等に異常があった場合は、受注者において早急に修理すること。

エ 警備結果について警備日誌を作成し、1 か月ごとに発注者に提出すること。

(13) 機器作動テスト

契約締結後、発注者及び受注者の協力により、取り付けられた機器等が正常に作動することの確認のためのテストを実施するものとする。

テストは、機器を防犯開始（セット）した状態で外部からの立ち入り等を想定したデモンストレーションを行うものとし、日程や実施方法の詳細は協議して定めるものとする。

9 その他

(1) 受注者の責めに帰すべき事由により警備責任時間帯に機械による警備ができなくなったときは、代替警備員の配置等機械による警備と同等又は同等以上の警備体制を受注者の負担により講ずるものとする。

(2) 部分払い

① 本委託は、部分払金を次のとおり請求できるものとする。

履行区分	支払金額	支払種別
平成31年4月から 平成31年（2019年）9月までの各月履行分	円	部分払
平成31年（2019年）10月から 平成36年（2024年）2月までの各月履行分	円	部分払
平成36年（2024年）3月履行分	円	完了払

② 部分払金を請求しようとするときは、当該履行区分の履行報告を行っていないなければならない。

③ 部分払及び完了払の額は次のとおりとする。

消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約金額のうち、平成31年9月30日までの資産の譲渡等に係る契約金額の108分の100に相当する額と、平成31年10月1日以降の資産の譲渡等に係る契約金額の110分の100に相当する額を合計した額を60で除した額（当該額に円単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。）を単位金額とする。

履行区分のうち平成31年4月から同年9月までの各月履行分にあつては、単位金額の8%に相当する額（その額に円単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。）を加算して計算した額とし、平成31年10月から平成36年2月までの各月履行分にあつては、単位金額の10%に相当する額（その額に円単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。）を加算して計算した額とする。なお、契約金額から全ての部分払金額の合計額を差し引いた額を、完了払の額とする。

御園宇第2いきいきこどもクラブ

御園宇第2

申請対象の面積 (増築建物)						
番号	種名称	階数	耐火種別	延べ床面積	建築面積	備考
①	第2児童クラブ	1	その他	135.86㎡	135.86㎡	
合計				135.86㎡	135.86㎡	

申請対象の面積 (既存建物)						
番号	種名称	階数	耐火種別	延べ床面積	建築面積	備考
A	管理普通教室棟	3	耐火建築物	2230.50㎡	966.50㎡	建設済証: 昭45年9月22日 第1577号 検査済証: 昭45年11月4日 第447号
B	特別教室棟	3	耐火建築物	1076.82㎡	442.02㎡	建設済証: 昭45年9月22日 第1577号 検査済証: 昭45年11月4日 第447号
C	屋内運動場	2	耐火建築物	878.89㎡	704.08㎡	建設済証: 昭45年9月22日 第1460号 検査済証: 昭45年11月16日 第1625号
D	更衣室棟	1	その他	47.55㎡	47.55㎡	建設済証: 昭46年4月18日 第1577号 検査済証: 昭46年7月20日 第233号
E	覆外便所	1	その他	45.58㎡	45.58㎡	建設済証: 昭45年9月22日 第1577号 検査済証: 昭45年11月4日 第447号
F	遊り廊下	1	その他	0.00㎡	45.58㎡	建設済証: 昭45年9月22日 第1460号 検査済証: 昭45年11月16日 第1625号
G	プロパン庫・気化室・ポンプ室	1	その他	44.00㎡	44.00㎡	建設済証: 昭45年9月22日 第1577号 検査済証: 昭45年11月4日 第447号
H	仮設校舎棟	1~2	その他	205.28㎡	161.87㎡	建設済証: 平成18年7月19日 H18H00032号 検査済証: 平成18年3月27日 H18H00027号
I	汚水処理	1	その他	14.12㎡	14.12㎡	建設済証: 昭45年9月22日 第1577号 検査済証: 昭45年11月4日 第447号
J	児童クラブ	1	その他	92.21㎡	97.10㎡	建設済証: 平成16年10月1日 第4号 検査済証: 平成17年3月4日 第7号
K	教室棟	2	その他	625.32㎡	314.28㎡	建設済証: 平成29年7月17日 昭47計第2回建築審査委員会第10010号 検査済証: 平成29年3月11日 昭47計第2回建築審査委員会第10020号
L	脱粒・便所棟	1	その他	57.98㎡	57.98㎡	建設済証: 平成29年7月17日 昭47計第2回建築審査委員会第10010号 検査済証: 平成29年3月11日 昭47計第2回建築審査委員会第10020号
M	遊り廊下	1	その他	0.00㎡	17.36㎡	建設済証: 平成29年7月17日 昭47計第2回建築審査委員会第10010号 検査済証: 平成29年3月11日 昭47計第2回建築審査委員会第10020号
合計				5,318.26㎡	3,046.02㎡	

申請対象の面積 (既存建物 (10㎡未満))						
番号	種名称	階数	耐火種別	延べ床面積	建築面積	備考
あ	物置1	1	その他	2.97㎡	2.97㎡	
い	物置2	1	その他	2.53㎡	2.53㎡	
う	ごみ置場	1	その他	9.18㎡	9.18㎡	
え	物置3	1	その他	9.92㎡	9.92㎡	
お	温室	1	その他	8.45㎡	8.45㎡	
か	物置4	1	その他	2.32㎡	2.32㎡	
き	物置5	1	その他	9.79㎡	9.79㎡	
合計				45.16㎡	45.16㎡	

■申請対象の面積総合計

- 延べ床面積 5,499.28㎡ / 17,272.21㎡ × 100% = 31.84% < 200%
- 建築面積 3,229.04㎡ / 17,272.21㎡ × 100% = 18.70% < 60%

※ 道路斜線支障なし

■延焼のおそれのある部分 (既存部分) について

- 構築による延焼ラインの変更で、既存建物への影響なし。

■設計概要

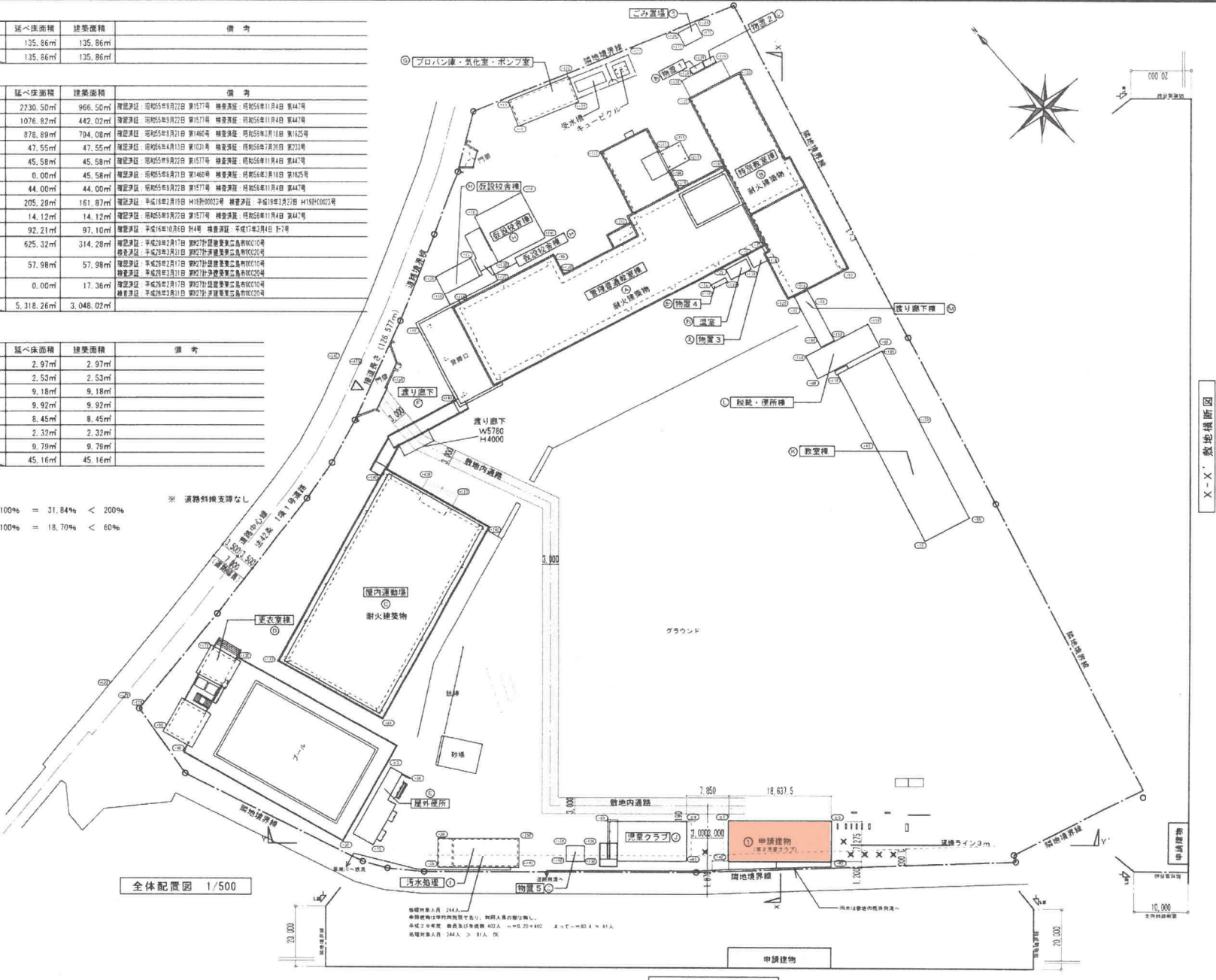
- 建物種別 増築
- 耐火種別 その他建築物
- 地域指定 用途地域指定 第2種中高層住居専用地域
防火地域指定 指定なし
- 建ぺい率指定 6.0%
- 容積率指定 2.00%
- その他指定 法22条区域
- 敷地面積 17,272.21㎡

■第2児童クラブ 地盤面算定

- 周長算定式
(18.6375 + 7.275) × 2 = 51.825 (m)
- 高低差で生じる面積
18.6375 × (0 + 0) / 2 = 0
7.275 × (0 - 0.04) / 2 = -0.1455
18.6375 × (-0.04 - 0.04) / 2 = -0.7435
7.275 × (-0.04 + 0) / 2 = -0.1455
計 -1.0365 (㎡)

・地盤面算定式 (設計G.L.より)

-1.0365 / 51.825 = -0.02 (m)



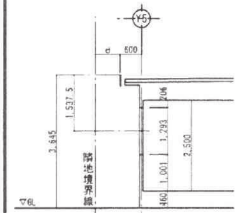
全体配置図 1/500

Y-Y' 敷地横断面図

事業所名	日付	H30.1	備考	概算A3層 70.7%	工事名	平成30年度 放課後児童クラブ施設整備事業 (仮称) 御園宇第2児童クラブ新築工事 (建築)	図面	配置図	縮尺	1/500	枚数の A22 10枚図	291113
------	----	-------	----	----------------	-----	--	----	-----	----	-------	--------------------	--------

御園宇第2いきいきこどもクラブ

御園宇
②



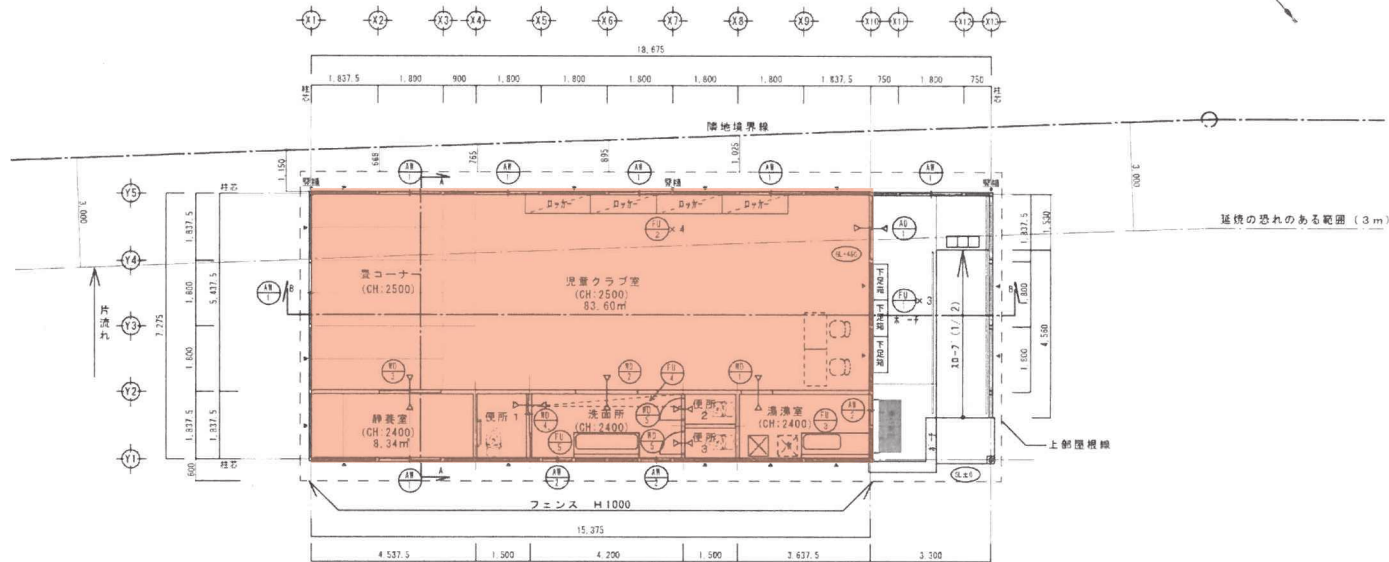
開口採光修正係数 (A)

$$A = \frac{d}{1.538} \times 6 - 1.4 \quad W = 1.6 \times 1.2 = 1.98\text{m}^2$$

A = 1.2 (d = 0.668)	1.98m ² × 1.2 = 2.37
A = 1.5 (d = 0.765)	1.98m ² × 1.5 = 2.88
A = 2.0 (d = 0.895)	1.98m ² × 2.0 = 3.94
A = 2.5 (d = 1.025)	1.98m ² × 2.5 = 4.80
計	13.59m ²

1階消防法無窓窓チェック表

必要開口面積	135.860 × 1/30 = 4.53
有効開口面積	1.6 × 1.2 × 5 = 9.60
	9.60 m ²
	有窓窓



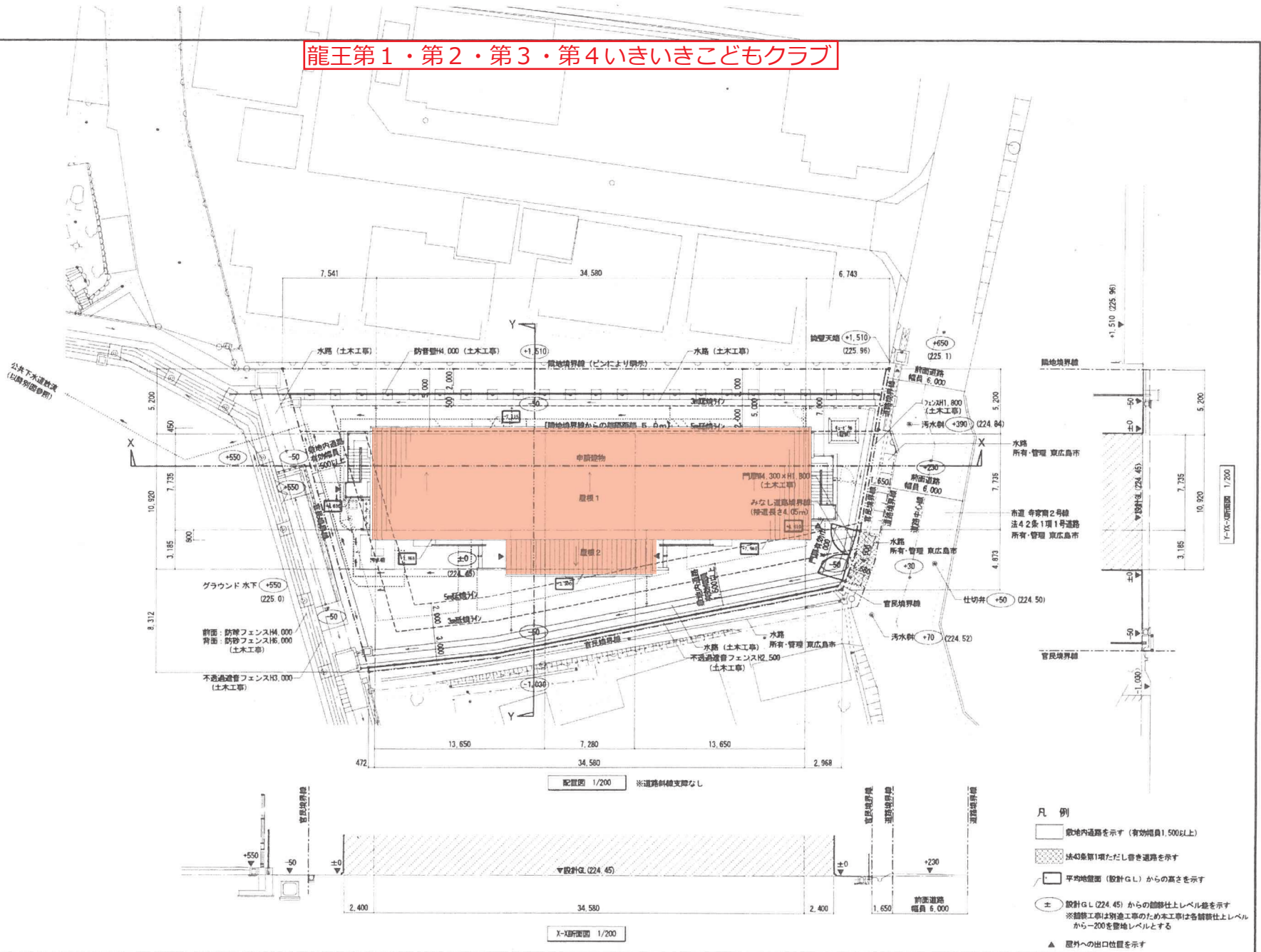
平面図 1/100

- 凡例
- 内プレスを示す。
 - ⊗ 床下点検口を示す。600角 1ヶ所

児童クラブ室	必要面積	判定
A 15.375 × 5.4375	83.60m ²	
L 13.89 (上記計算計) × 1.6 × 1.2 × 3.00	19.65m ² 16.72m ² (A.5)	OK
V 1.6/2 × 1.2 × 5	4.80m ² 4.18m ² (A.70)	OK
S 1.6/2 × 0.5 × 5	2.00m ² 1.68m ² (A.50)	OK
採光修正係数=北面上記計算 東側: 3.00		
静養室	必要面積	判定
A 4.5375 × 1.8375	8.34m ²	
L 1.6 × 1.2 × 3.00 × 1	5.76m ² 1.67m ² (A.5)	OK
V 1.6/2 × 1.2 × 1	0.96m ² 0.42m ² (A.70)	OK
S 1.6/2 × 0.6 × 1	0.48m ² 0.17m ² (A.50)	OK
採光修正係数=3.00		

記号・数量	7	3	1	1	1	1	1	2
形状								
場所	1階 引違室	1階 引違室	1階 引違室	1階 引違室	1階 引違室	1階 引違室	1階 引違室	1階 引違室
形式	S3	S3	S3	S3	S3	S3	S3	S3
見込	741	741	741	741	741	741	741	741
材質・仕上	学校用強化ガラス 透明 t14.0	学校用強化ガラス 透明 t14.0	学校用強化ガラス 透明 t14.0	学校用強化ガラス 透明 t14.0	学校用強化ガラス 透明 t14.0	学校用強化ガラス 透明 t14.0	学校用強化ガラス 透明 t14.0	学校用強化ガラス 透明 t14.0
罫子	クレセント	クレセント	クレセント	クレセント	クレセント	クレセント	クレセント	クレセント
金物	付真鍮物一式	付真鍮物一式	付真鍮物一式	付真鍮物一式	付真鍮物一式	付真鍮物一式	付真鍮物一式	付真鍮物一式
備考	ガラス厚(枠幅)125×25 (上部125×35) O.S.C.L. 取付 水一巾部分仕込用・通戸用	ガラス厚(枠幅)125×25 (上部125×35) O.S.C.L. 取付	ガラス厚(枠幅)125×25 (上部125×35) O.S.C.L. 取付	ガラス厚(枠幅)125×25 (上部125×35) O.S.C.L. 取付	ガラス厚(枠幅)125×25 (上部125×35) O.S.C.L. 取付	ガラス厚(枠幅)125×25 (上部125×35) O.S.C.L. 取付	ガラス厚(枠幅)125×25 (上部125×35) O.S.C.L. 取付	ガラス厚(枠幅)125×25 (上部125×35) O.S.C.L. 取付

龍王第1・第2・第3・第4いきいきこどもクラブ

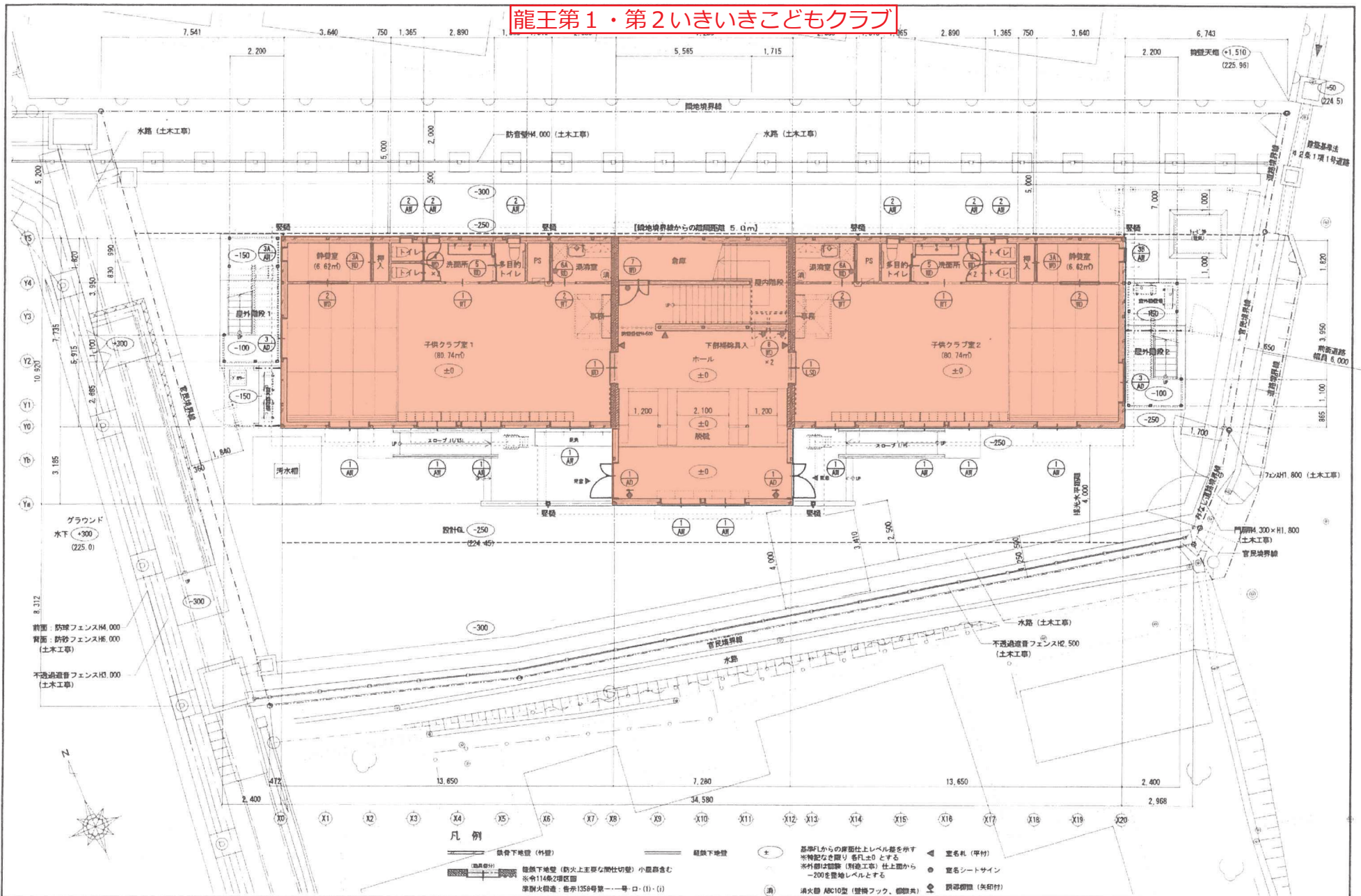


- 凡例
- 敷地内道路を示す (有効幅員1.500以上)
 - ▨ 法4.2条第1項ただし書き道路を示す
 - 平均地盤面 (設計G.L.) からの高さを示す
 - ± 設計G.L. (224.45) からの建設上レベルを示す
※鋪設工事は別途工事のため本工事は各舗設地上レベルから-200を警備レベルとする
 - ▲ 屋外への出口位置を示す

東広島市都市部営繕課	設計者	工事名 放課後児童クラブ施設整備事業 龍王いきいきこどもクラブ新築工事 (建築)	図面内容・縮尺 S-1/200 配置図	図面番号	10
				設計	平成28年
				図面小率 A2版 - 100% A3版 - 71%	A

龍王
①
②

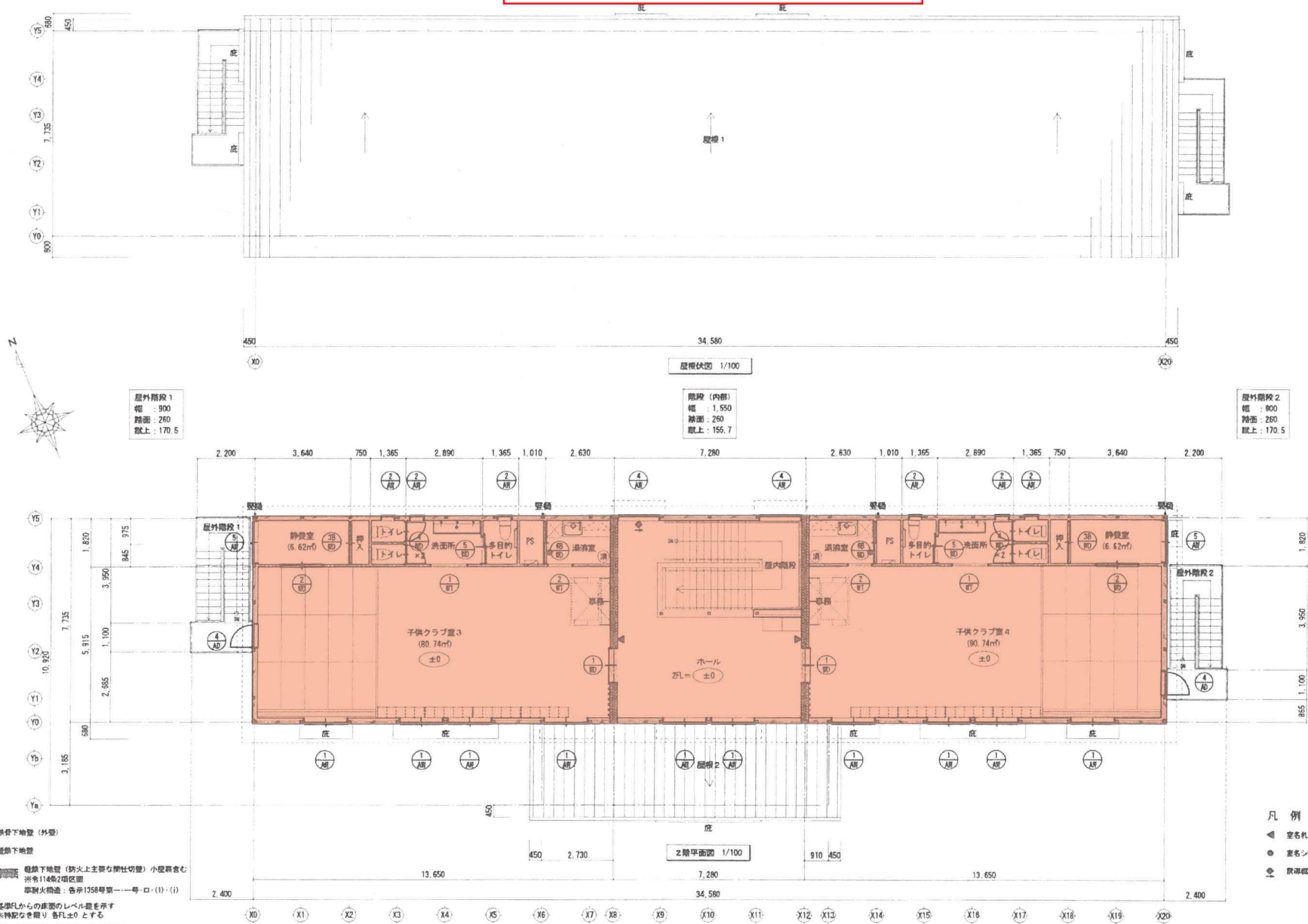
龍王第1・第2いきいき子どもクラブ



- 凡例**
- 鉄骨下地盤 (外壁)
 - 鉄骨下地盤
 - 基礎下地盤 (防火上主筋切替) 小断面含む ※令114条2項参照
 - 基礎火線適：告示1356号第一号ロ・(1)・(2)
 - 基準Fからの床面仕上げレベルを併す ※特記なき限り各F±0とする ※外壁は基礎 (新築工事) 柱上壁から -200を基準レベルとする
 - 消火器 ABC10型 (壁掛フック、個数未)
 - 室名札 (平付)
 - 室名シートサイン
 - 断熱仕様 (未印付)

東広島市都市部営繕課	設計者	工事名	図面内容・縮尺	図面縮小率	設計	図面番号
		放課後児童クラブ施設整備事業 龍王いきいき子どもクラブ新築工事 (建築)	1階平面図	A2版 - 100%	平成28年	13
				A3版 - 71%		A

龍王第3・第4いきいきこどもクラブ



屋外階段 1
幅 : 900
踏面 : 260
蹴上 : 170.5

屋根伏図 1/100
階段 (内部)
幅 : 1,550
踏面 : 260
蹴上 : 155.7

屋外階段 2
幅 : 900
踏面 : 260
蹴上 : 170.5

2階平面図 1/100

凡例
 鉄骨下地盤 (外壁)
 鉄骨下地盤
 鉄骨下地盤 (防火上主要な部仕切壁) 小規模倉庫
 ※各114号2項区画
 準耐火構造 : 各1358号第一号ロ・(1)・(1)
 ± 基準FLからの床面のレベルを示す
 ※特記なき限り 各FL±0とする
 消火器 ABC10型 (壁掛フック、細数表)

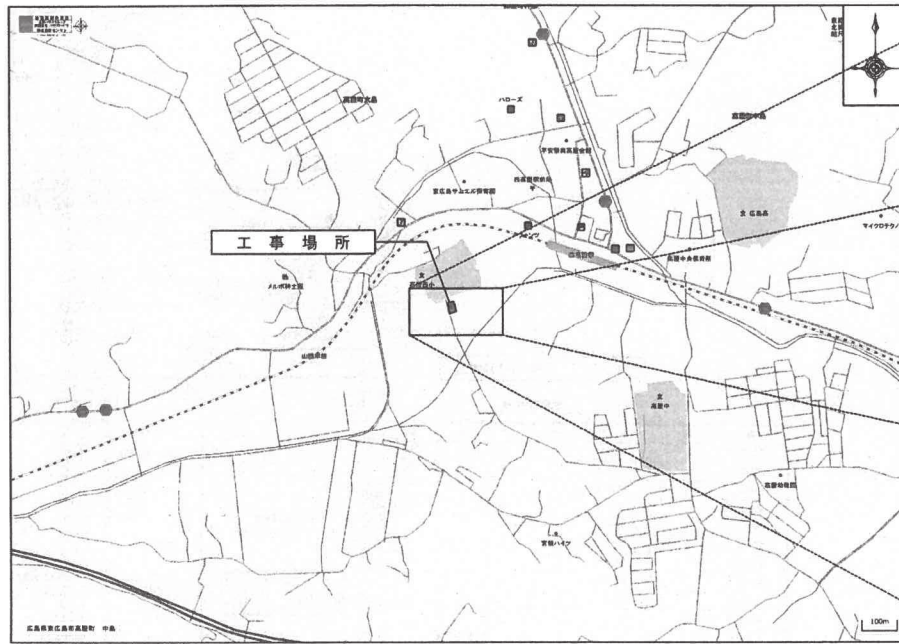
凡例
 ◀ 室名札 (平付)
 ● 変更シートサイン
 ⊙ 取手欄 (矢印付)

東広島市都市部営繕課	設計者 工専名 放課後児童クラブ施設整備事業 龍王いきいきこどもクラブ新築工事 (建築)	図面内容・縮尺 S=1/100 2階平面図 屋根伏図	図面縮小率 A2版 - 100%	設計 平成28年	図面番号 14 A
			A3版 - 71%		

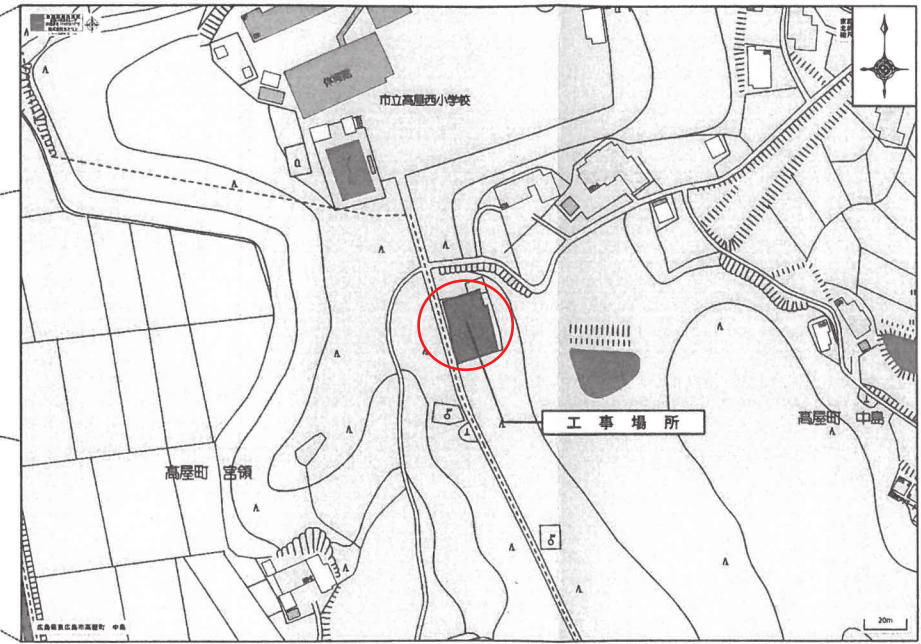
高屋西第3・第4いきいき子どもクラブ

地名地番：広島県東広島市高屋町中島1153-1の一部

用途地域：市街化調整区域 防火地域：なし
容積率400% 建蔽率70%



附近見取図 1
1/14500



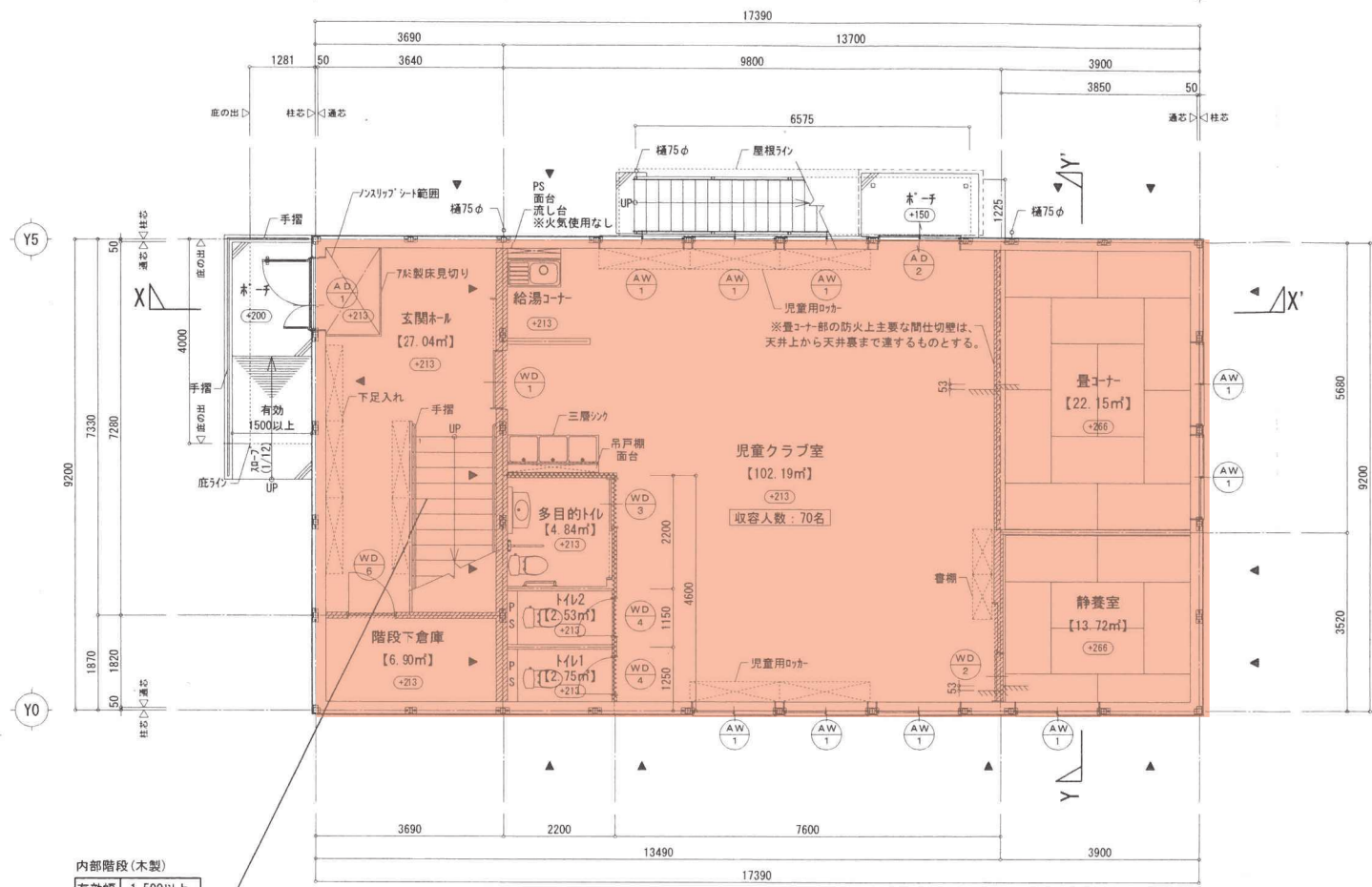
附近見取図 2
1/2400

訂正事項	年月日	担当								工事名称 高屋西第3・第4いきいき子どもクラブ賃貸借	受領印
	・									図面名称 付近見取図	縮尺 S=図示
	・									作成年月日 2018・11・19	
	・									図面番号 A-01	年月日

高屋西第3



高屋西第3いきいきこどもクラブ



内部階段(木製)

有効幅	1,500以上
蹴上	160
踏面	300
手摺	H=750

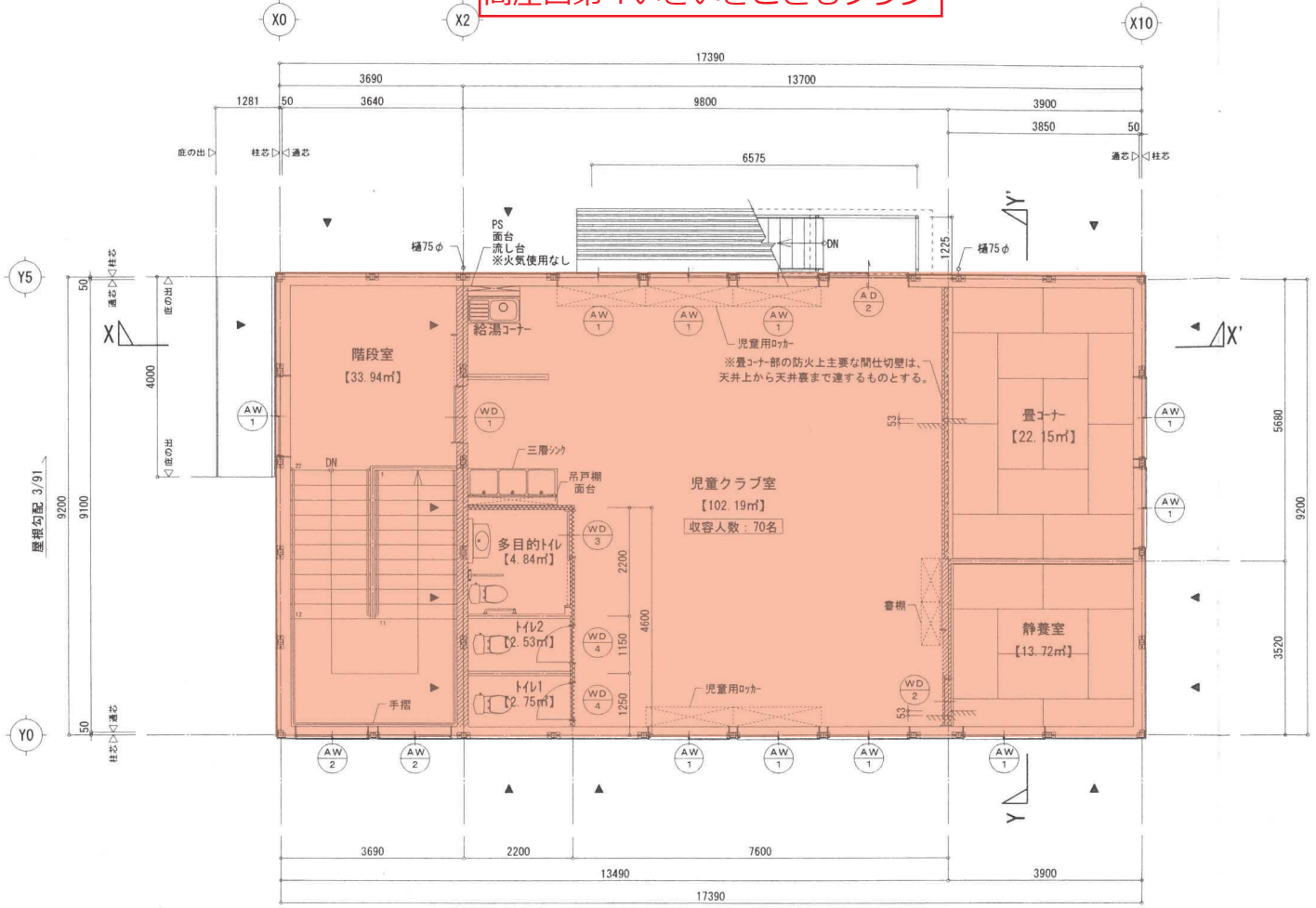
1階平面図 S=1/100

- ※ ▼・・・壁プレースの位置を示す。
- ※ ○・・・設計G.L.からの高さを示す。
- ※ [斜線]・・・防火上主要な間仕切壁を示す。
仕様) 下地: 石膏ボード t=12.5+9.5 (両面貼り) [告示1358号]
小屋裏または天井裏に達するものとする。
- ※ [点線] 児童クラブ室の防火上主要な間仕切壁は、天井上から天井裏まで達するものとする。
- ※ [点線] WC廻り: グラスカー t=50 (16K品) 充填の範囲を示す。

訂正事項	年月日	担当								工事名称 高屋西いきいき放課後児童クラブ貸借		受領印
			原案		担当					図面名称 1階平面図	縮尺 S=1/100 (A3)	
										作成年月日 2018・11・19	依頼番号	
											年月日	



高屋西第4いきいきこどもクラブ



2階平面図 S=1/100

- ※ ▼ . . . 壁プレースの位置を示す。
- ※ [斜線] . . . 防火上主要な間仕切壁を示す。
仕様) 下地: 石膏ボード t=12.5+9.5 (両面貼り) [告示1358号]
小屋裏または天井裏に達するものとする。
- ※ [点線] コーナー部の防火上主要な間仕切壁は、天井上から天井裏まで達するものとする。
- ※ [格子] . . . WC廻り: ケラサー t=50 (16K品) 充填の範囲を示す。

訂正事項	年月日	担当								工事名称 高屋西いきいき放課後児童クラブ賃借	受領印
										図面名称 2階平面図	縮尺 S=1/100(A3)
										作成年月日 2018.11.19	依頼番号 図面番号 A-※
											年 月 日